

石川県中小企業者等支援に関する連携協定

中小企業庁及び経済産業省中部経済産業局（以下「甲」という。）並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「乙」という。）と石川県（以下「丙」という。）は、次とおり石川県内の中小企業・小規模事業者（以下「県内中小企業者等」という。）の支援に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰等、県内中小企業者等を巡る経営環境が厳しい中、地域において高い付加価値を創出し、地域を牽引する企業への成長を志し果敢に挑戦する中小企業に対し甲が課題設定型伴走支援を推進していることや、これまで丙が県内中小企業者等に寄り添った支援に積極的に取り組むとともに、伴走支援に資する支援体制等を充実させてきたことを踏まえ、甲、乙及び丙が相互に協力し、県内中小企業者等の経営力向上や、施策のノウハウ及び課題の共有や更なる改善に向け一層効果的に取り組むことを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に情報交換を行い、協力して取り組むとともに、甲及び乙は丙の行う事業に対し必要な支援を行う。

- (1) 甲、乙及び丙の施策や予算等の効果的な活用
- (2) 県内中小企業者等に対するセミナー及びイベントの実施
- (3) 県内中小企業者等への高度な専門家の派遣
- (4) 伴走支援者向け研修プログラムの実施
- (5) 石川県よろず支援拠点の機能強化に向けた検討
- (6) 下記の支援機関との連携促進

石川県内の商工会、商工会議所、石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会、石川県よろず支援拠点、公益財団法人石川県産業創出支援機構、石川県信用保証協会

- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（秘密保持）

第3条 この協定に基づく取組において、甲、乙及び丙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日から令和6年3月31日までとする。なお、有効期限の延長については、甲、乙及び丙が協議の上定めることとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月31日

中小企業庁長官

角野 然生

経済産業省中部経済産業局長

田中 耕太郎

独立行政法人

中小企業基盤整備機構理事長

豊永 厚志

石川県知事

馬也 浩